

第1回熊本市・富合町合併協議会会議録

日 時 平成19年2月5日(月)
会 場 熊本全日空ホテルニュースカイ6階「すいしょう」

開会時間 10時00分
終了時間 11時12分

○ 出席委員等(24名)

会 長	幸 山 政 史								
副会長	村 崎 秀								
委 員	三 嶋 輝 男	田 中 榮 信	税 所 史 熙						
	江 藤 正 行	田 中 誠 一	米 原 靖 雄						
	内 藤 信 博	松 永 隆	福 原 政 治						
	宮 原 スエ子	森 日出輝	田 川 家 稔						
	岩 永 則 勝	金 子 雄 子	本 田 慶 信						
	江 野 秀 春	原 田 みよ子	長曾我部 久						
	西 村 榮 記	森 川 治 雄	松 見 辰 彦						
	井 川 正 明								

○ 欠席委員等(なし)

○ 熊本市・富合町合併協議会事務局出席員

豊 永 信 博	坂 本 泰 三	紫 垣 克 也
村 上 誠 也	嶋 村 悦 郎	中 川 和 徳
田 中 邦 彦	田 中 徹	池 田 哲 也
平 野 聖 也		

第1回熊本市・富合町合併協議会次第

日 時：平成19年2月5日（月）10：00～

場 所：熊本全日空ホテルニュースカイ6階「すいしょう」

1 開 会

2 会長挨拶 幸山政史熊本市長

3 副会長挨拶 村崎 秀富合町長

4 来賓挨拶 熊本県知事：潮谷義子様（代理 熊本県出納長：古田勝人様）

5 委員紹介

6 議 事

(1) 熊本市・富合町合併準備協議会協議事項の取扱いについて

(2) 報告事項

報告第1号 熊本市・富合町合併協議会規約について

報告第2号 熊本市・富合町合併協議会規約に関する協議書について

報告第3号 熊本市・富合町合併協議会に係る諸規程について

熊本市・富合町合併協議会専門部会設置規程（別紙1）

熊本市・富合町合併協議会事務局規程（別紙2）

熊本市・富合町合併協議会幹事会設置規程（別紙3）

熊本市・富合町合併協議会作業部会設置規程（別紙4）

熊本市・富合町合併協議会財務規程（別紙5）

報告第4号 熊本市・富合町合併協議会監査委員の選任について

(3) 協議事項

議案第1号 熊本市・富合町合併協議会の会議運営について

議案第2号 熊本市・富合町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償について

議案第3号 平成18年度熊本市・富合町合併協議会の事業計画について

議案第4号 平成18年度熊本市・富合町合併協議会の予算について

議案第5号 合併協議項目について

議案第6号 議員専門部会への付託事項について

(4) その他

7 閉 会

午前 10 時 00 分開会

司会

それでは、定刻になりましたので第 1 回の熊本市・富合町合併協議会を始めさせていただきます。私、本日の進行を担当させていただきます合併協議会事務局の坂本でございます。よろしくお願い申し上げます。本日は皆様方、御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。本日は本協議会より委員の皆様方へ委嘱状を机上に置かせていただいております。ご了承いただきますようお願い申し上げます。

ここで、配布資料の確認をしたいと存じます。お手元に上のほうから、「会次第」「出席者名簿」この裏に座席表ございますが、それから「委員名簿」等を綴じたものでございます。そしてあと三つ冊子がございます、「第 1 回熊本市・富合町合併協議会」の一つの冊子、それから「熊本市・富合町合併準備協議会協議項目まとめ」の冊子でございます。それから最後に「市町村合併の手引き」の冊子でございます。これは今後の合併協議の参考資料としていただくものでございます。以上 6 種類資料を配布いたしております。もし、資料の不足等ございましたら、事務局までお申し出くださいませ。それでは、お手元に配布してあります会次第に従いまして進行させていただきます。次第の 5、委員紹介まで私の方で進めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、本協議会会長であります熊本市の幸山市長が御挨拶申し上げます。

会長挨拶

幸山 政史 熊本市長

皆さんおはようございます。熊本市長の幸山でございます。熊本市・富合町合併協議会の発会にあたりまして、御出席をいただきました皆様方に対しまして一言、お礼と御挨拶を申し上げたいと存じます。

まずは、御来賓として御案内をいたしました、潮谷熊本県知事の代理といたしまして古田出納長様がお見えでございます。そして、熊本市の税所議長、富合町の米原議長をはじめといたしまして、両議会議員の皆様方、さらには熊本県の松見市町村総室長、井川宇城地域振興局長にも委員としての就任に御快諾いただきまして、深く感謝申し上げます。

また、住民代表として、各方面の団体代表といたしまして、準備協議会から引き続き御参画いただきます委員の皆様に対しましても心からお礼申し上げます次第でございます。

さらに、熊本市・富合町両市町によりまして、一般公募いたしました住民の皆様方の中から、各 2 名ずつ公募委員の皆様にも御参画をいただくこととなったわけございまして、充実した委員構成の中で、両市町の合併に向けました協議が出来ますことを、大変うれしく感じているところでございまして、皆様方にはこれからいろんな面で御苦勞をお掛けすることも多かろうと存じますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます次第でございます。

す。

さて、この協議会でございますけれども、本年の1月5日に正式に設置を行ったところでございます。同日、村崎町長、税所議長、それから米原議長と共に、県に伺いましてそして届出を行ったところでございます。本日からいよいよ合併に向けた本格的な協議を行っていくこととなります。

皆様方も御案内のとおり、国におきましては、国庫補助負担金の見直し、地方交付税の縮減、税源移譲によります、いわゆる「三位一体の改革」が進められますなど地方自治体を取り巻きます環境は著しく変化をいたしております。

このような、分権時代の流れに対応いたしますためには、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」を推進してまいりますことが、大切でございます。行政事務は、住民に最も身近な基礎自治体であります市町村が優先的に処理をし、市町村で処理することが困難な事務を都道府県が、そして都道府県で処理することが困難な事務を国が処理をするといういわゆる「補完性の原理」に基づきました「基礎自治体優先の原則」を、これまで以上に実現していくことが大変重要になってまいります。

従いまして、今後、基礎自治体でございます市町村が、自己責任と自己決定の下におきまして政策を立案実行し、そして効率的な行財政運営を推進してまいりますためには、足腰の強い自立をした自治体運営を行うことがますます求められてまいります。

こうした中で、生活圏の一体化が進んでおります本市と富合町さんでございますが、昨年5月に合併協議会設置を視野に入れました「熊本市・富合町合併準備協議会」を設置をいたしまして、その中で「住民生活に関わりが深いと考えられる主な項目」でありますとかあるいは「地域自治組織」、そして「両市町の将来像」につきまして審議を行ったところでありまして、昨年12月に106項目を取りまとめさせていただきました。当協議会へ意見書として提出をする採択を行いまして、そして解散をしたところであります。

その間、11月の富合町議会におきまして、法定協議設置に関する御議決をいただいたところでありまして、さらには、本市におきましても先の12月市議会におきまして、同じく設置に関する議決をいただきまして、そして本日に至っているところであります。

本協議会におきましては、合併に関する各種事務事業の調整方針でありますとか合併市町村基本計画を正式に決定することとなりますけれども、本市及び富合町双方にとりまして、意義のある合併が実現できますよう、それぞれの委員の皆様方におかれましては、どうぞ忌憚のない活発な御意見を賜りますように、心からお願い申し上げまして発会にあたりましての御挨拶にかえさせていただきます。

どうぞ皆様方よろしくお願い申し上げます。

司会

続きまして、本協議会副会長であります富合町の村崎町長が御挨拶を申し上げます。

副会長挨拶

村崎 秀 富合町長

おはようございます。富合町長の村崎でございます。本日は私が念願でありました熊本市との合併協議が始まります。大変嬉しく思っているところでございます。副会長として一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は委員の皆様方、たくさんお集まりいただきまして本格的な論議ができることだと思っています。また今、幸山市長からお話がありましてとおり県から両市町の来賓として出席していただきましたことに大変嬉しく思っております。

熊本市との合併の論議については、一昨年から研究会または、任意協議会を開いていただきまして、大変熊本市からも議会または執行部、住民の皆さんから歓迎をいただいております。本日からこの始まる協議会において、皆様方が活発な議論をしていただきまして、そして富合町と熊本市との、大変有意義な合併ができることを私は念頭においとるわけでございます。また熊本市が政令都市となり、そしてまた州都をめざすことが、熊本県の相対的に発展につながるものだと私は理解をしているところでございますので、この論議が活発にできまして、そして素晴らしい合併ができることを祈念いたしまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。大変今日はお世話になります。

司会

それでは、ここで御来賓の熊本県知事代理の熊本県出納長古田勝人様より御挨拶をいただきます。

来賓挨拶

熊本県知事代理 古田 勝人 出納長

皆さん、おはようございます。只今ご紹介をいただきました県の出納長をしております古田でございます。今日は潮谷知事変わって出席をさせていただきましたので、一言皆様方に御挨拶を申し上げたいと思います。まず、本日は熊本市・富合町最初の合併協議会でございます。両首長さんそしてまた議会の関係の方々、そして住民の方々に心からお喜びを申し上げたいと思いますし、昨年5月から、皆様方、任意協議会のなかで合併問題について随分、議論を重ねていただきました。皆様方の御努力に対し心からの敬意を表したいと思います。県としましても合併新法のもと、はじめての合併協議会でございます。両自治体の発展にとって大切な協議会になるものと、私ども大変期待をいたしているところでございます。

先ほど、熊本市長そして富合町長からもお話がありましたように、現在非常に厳しい行財政の運営を地方自治体は迫られておりますが、これから地方分権を基本にした事実的な自治体の運営というのが私どもに強く求められております。そういった中で九州新幹線を

4年後に控え、熊本都市圏の発展というものが大変大きくクローズアップされております。こういった中で、都市圏南部の交通の要所の地であります富合町、そして将来の道州制をにらんで九州における拠点性を高めていくことを展望されている熊本市が将来の地域発展ということを目標に合併に向けた協議を重ねていかれることは大変意義深いものであると私ども考えておりますし、また今後この協議会の中でどうゆう議論がなされていくのか、周辺の自治体の方々も大変注目されている大事な協議会であろうというふうに思っております。そういった意味からもこれから両市町の行政、議会、住民の皆様が熊本都市圏南部地域の発展という共通の目標のもと、互いの立場を尊重しながらしっかりした議論を重ねていかれるということを県としても大いに期待をしているところでございます。今後とも自治体の運営の評価、そして地域の発展の評価という観点から県としても積極的な役割を果たしていきたいと考えておりますし、今後ともできるかぎり、合併についての支援を行っていきたいと考えておりますが、いずれにしても合併は自主合併ということが基本でございます。お互いの助け合いそして譲り合いの精神の下、実りある合併協議が行われますように心から期待を申し上げまして県を代表しましての御挨拶とさせていただきます。

まことにおめでとうございます。

司会

ありがとうございました。本日は第1回目の会議ということになりますので、委員の皆様方は初めての顔合わせということになります。従いまして、ここで委員の皆様方に自己紹介をお願いしたいと存じます。それでは、まず富合町の米原町議会議長からお願い申し上げます。順をお願いを申し上げます。

委員紹介

米原 靖雄 富合町議会議長

皆さん、おはようございます。富合町議会の議長の米原靖雄と申します。よろしくお願いいいたします。

内藤 信博 富合町議会議員

おはようございます。富合町議会副議長の内藤でございます。今回熊本市・富合町合併協議会の委員という大役をおおせつかりまして身の引き締まる思いでございます。今後は両市町とも素晴らしい合併ができますように、一員として一生懸命協議をさせていただきますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

松永 隆 富合町議会議員

皆さんおはようございます。松永でございます。私は議会で推薦していただいた1名でございますが、先般の平成13年度からの宇土市との法定協議会の委員長でもありました。

今回そういった意味も含めて熊本市との法定協議会の副委員長でございますが、代表でいけということでございましたので、また富合町としても先ほどからお話が出てますように富合町がどういった形で生きていくのかというのを先生方に協議をさせていただきながら、また専門部会のほうでも大変ご協力いただくかと思いますが、是非ともそういった中で熊本市議長さんはじめ大変お世話になると思っておりますが、そういった意味の中で先ほどからある富合町の住民にとって一番有意義のある合併を望みたいと思っておりますのでどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。お世話になります。

岩永 則勝 富合町区長会会長

おはようございます。富合町区長会長の岩永です。よろしくお願ひいたします。

金子 雄子 富合町婦人会会長

おはようございます。婦人代表ということで、富合町木原のほうに住んでおります。木原は六殿宮と申して、釘なし楼門で有名な六殿宮があつて、それと2月28日に三大不動のひとつの木原不動尊というところがあります。そこに住んでおります。今日は婦人代表ということで参加させていただいておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。金子と申します。

本田 慶信 富合町認定農業者連絡会会長

おはようございます。富合町の認定農業者の会長をやっております本田慶信です。準備協議会からの続投だそうです。精一杯頑張ります。よろしくお願ひいたします。

江野 秀春 富合町商工会副会長

おはようございます。商工会を代表して参りました江野と申します。今後ともよろしくお願ひいたします。

西村 榮記 富合町公募委員

おはようございます。一般公募の西村榮記と申します。今後よろしくお願ひします。

森川 治雄 富合町公募委員

おはようございます。富合町のほうで公募委員として参加させていただきます。森川と申します。仕事の方は、食品製造業をやっております。私が住んでる富合町の北側、杉島というところですけど朝起きて通勤するときちょうど20m程先に家一軒あるんですがそこはすでに熊本市です。毎日熊本市の境界を見ながら過してるんですけど、たぶんこの境界がなくなればいい地域ができるだろうと思ひますのでそういった視点で今日参加させていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

税所 史熙 熊本市議会議員

おはようございます。熊本市議会議員を仰せつかっております税所でございます。よろしく申し上げます。

江藤 正行 熊本市議会議員

市会議員の江藤正行でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

田中 誠一 熊本市議会議員

おはようございます。同じく熊本市議会議員の田中誠一でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

福原 政治 熊本市川尻校区自治会連合会会長

おはようございます。富合町の隣の川尻の在でございます。自治会連合会の福原でございます。どうぞよろしくお願いい申し上げます。

宮原 スエ子 熊本市地域婦人会連絡協議会会長

おはようございます。熊本市地域婦人会長を仰せつかってます宮原と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

森 日出輝 熊本市農業委員会会長

おはようございます。熊本市農業委員会会長をしております森でございます。どうかよろしくお願いいいたします。

田川 家稔 熊本商工会議所政令都市問題研究特別委員会委員長

おはようございます。熊本商工会議所政令都市問題研究特別委員会委員長を仰せつかっております田川でございます。どうかよろしくお願いいいたします。

原田 みよ子 熊本市公募委員

おはようございます。一般公募の原田みよ子と申します。この会議が実り多くて花が咲くように今日はピンクの洋服を着てまいりました。よろしくお願いいいたします。

長曾我部 久 熊本市公募委員

熊本市公募委員の長曾我部久と申します。合併協議に少しでもお役に立てればと思っております。よろしくお願いいいたします。

田中 榮信 富合町助役

おはようございます。富合町の助役の田中です。よろしくお願いします。

井川 正明 熊本県宇城地域振興局長

おはようございます。県の宇城地域振興局長の井川です。どうぞよろしくお願いいたします。

松見 辰彦 熊本県総務部市町村総室長

おはようございます。熊本県で市町村合併を担当しております市町村総室の総室長を務めております松見と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

三嶋 輝男 熊本市副市長

おはようございます。熊本市の副市長をしております三嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。ここで、御来賓であります古田出納長は次の公務のため御退席になられます。

これより次第6議事に入らせていただきます。会議の進行につきましては協議会規約第10条第2項により会長が議長となることとなっておりますのでこれから先は会長に議事進行をお願いいたします。

会長

それでは、規約によりまして会長が議長を行うということでございますのでここからは私が議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、委員の出席数についてであります。本日は委員の皆様全員御出席をいただいておりますので協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますのでここに御報告を申し上げます。

それでは、早速お手元の次第にそって、議事を進めて参りたいと存じます。最初に議事1「熊本市・富合町合併準備協議会協議事項の取り扱いについて」につきまして、まずは、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局長を務めさせていただいております豊永と申します。よろしくお願いいたします。

まずは、1 頁をご覧いただきたいと思います。「第 1 回熊本市・富合町合併協議会」という資料の 1 頁でございます。よろしくお願いいたします。「熊本市・富合町合併準備協議会協議事項の取扱いについて」でございます。

昨年 5 月から 12 月までの間、4 回にわたって「熊本市・富合町合併準備協議会」の会議の場において委員の皆様と審議した事項につきまして、今後合併協議会（法定協議会）が設置されました場合には、別冊のとおりとりまとめました調整方針を意見書として提出するものとしたします。

ということが、合併準備協議会の会長であります幸山政史様から出ております。このことにつきまして、この協議会で取り扱いについて御協議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長

只今、事務局から説明がありました準備協議会の協議事項この取扱いについてでございますが、委員の皆様方から何か御質問等はございますでしょうか。

特にありませんでしょうか。

それでは、特に御質問等もないようでございますので熊本市・富合町合併準備協議会協議事項につきましては、本合併協議会への意見書として参考にさせていただきたいと存じます。

続きまして、議事 2 「報告」であります。この報告につきましてはすでに両議会で議決あるいは両市町で協議をいたしました結果、定められました規約や規約に関する協議書、協議会に係る諸規程、それから監査委員の選任についての報告であります。したがって、報告第 1 号から報告第 4 号まで一括して事務局のほうから説明を申し上げ、そしてその後には質問があればお受けしたいと存じます。

それでは、まずは事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

報告第 1 号でございます。7 頁をお開け頂きたいと思います。

「熊本市・富合町合併協議会規約」でございます。これは昨年両議会において議決を受けたものでございます。内容といたしましては、協議会を設置すること、それから協議会の名称、それから協議会の事務・事務所、事務所は現在熊本市役所の 13 階に置かせていただいております。それから組織、協議会の会長および委員で構成するというございます。それから会長および副会長ということでございまして、会長及び副会長は両市町の長が協議をして決めるということでございまして、それから第 7 条委員ということでございまして、今日皆さん委員として選任されたということでございまして。

それから次の頁 8 頁をご覧いただきたいと思います。第 10 条会議の運営でございます。会議は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができないということでござい

ます。それから第11条専門部会、のちほどお諮りいたしますが、協議会は、協議事項についての調査、審議等を行うために専門部会を置くことができるということになっております。あと事務局、それから幹事会ということでございまして、幹事会を設置いたしております。幹事会の下に作業部会ということでございます。別のお手元でございます熊本市・富合町合併協議会委員名簿という別紙がございます。その一番最後のほうの頁をご覧いただきたいと思っております。ここに、最後の頁をお開けいただけますと、左側のほうに熊本市・富合町合併協議会組織図というのがございます。一番上に協議会というのがございます。会長、副会長、委員ということでございます。それから監査委員そして専門部会、議員専門部会他ということになっております。そしてその下に幹事会ということでございまして、幹事会は基本的には幹事会としては副市長、助役以下ということでございますが、この幹事会に特別幹事として市長、町長が入っておられるということでございます。それから作業部会ということで10の作業部会ということでございまして、これは熊本市と富合町の職員によって構成されているということでございます。それから経費といたしまして両市町が協議して負担をするということでございます。

それから18条財務に関する事項ということでございますが、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関して必要な事項は、会長の属する市町の例により会長が定めるということでございまして、熊本市の例によらせていただくということでございます。

以上、第1号でございます。

次に報告第2号でございます。13頁をお願いいたします。「熊本市・富合町合併協議会規約に関する協議書」ということでございまして両町が協議をした内容でございますが、今さっき申し上げました事務所の位置、それから会長及び副会長ということで、会長は熊本市長、それから副会長が富合町長ということになっております。それから負担の割合ということでございまして、のちほど御説明申し上げますが、負担を両市町ですということでございます。

次お願いします。17頁をお願いいたします。「熊本市・富合町合併協議会専門部会設置規程」ということでございまして専門部会の規程をいたしております。第2条でございます。専門部会、協議会が置く専門部会は次に掲げるとおりということで、議員専門部会、その他協議会が必要を認める専門部会ということでございます。所掌事務でございます。第3条専門部会は、協議会から付託された事項について審議するということでございます。第4条委員でございます。専門部会の委員は、必要に応じて協議会の会長が協議会の会議に諮って指名するということになっております。議員専門部会の委員は、熊本市及び富合町の議会の議員の互選によって決定するというところでございます。

組織でございますが、第5条専門部会に部会長及び副部会長を置く。第8条でございます。報告でございます。専門部会における審議の経過及び結果については、会長に報告しなければならないということでございます。

次、19頁が「熊本市・富合町合併協議会の事務局規程」でございます。これについて

は割愛させていただきます。

次、23頁でございます。「熊本市・富合町合併協議会幹事会規程」ということございまして先ほど、組織表にもございましたが、協議会の下に幹事会を置くということでございます。所掌事務といたしましては第2条でございます。会長の指示を受けて協議会の会議に付すべき事項、その他協議会の運営に関し必要な事項について協議又は調整をするということになっております。

組織でございます。第3条幹事会は別表に掲げる職にある者をもって組織するということございまして、次の頁をご覧くださいと思います。24頁でございます。幹事会、熊本市は市長、副市長、総務局長、企画財政局長、富合町は町長、助役、総務課長、企画課長ということでございます。市長と町長は特別幹事ということでございます。そういう形にさせていただいております。

次、25頁でございます。「作業部会の設置規程」ということございまして、幹事会の下に作業部会を置いております。所掌事務といたしましては、第2条作業部会は、熊本市・富合町合併協議会幹事会の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について専門的に調査及び検討するということございまして、議会でご審議いただくこと検討するということでございます。

次に第4条でございますが、作業部会に部会長及び副部会長を置くということでございます。部会長は、熊本市の企画財政局長を充てるということございまして、副部会長は、指名するというふうになっておりますが、富合町の寺田総務課長が副部会長ということでございます。

次、27頁お願いいたします。「熊本市と富合町合併協議会の財務規程」ということでございます。これに関しましては、財務規程の今さっき規約の中にもございましたが主に熊本市の規程にならわしていただくということを書いてございます。

次お願いいたします。29頁をお願いいたします。報告第4号でございます。「熊本市・富合町合併協議会の監査委員の選任」ということでございます。監査委員につきましては、下にございますように熊本市の代表監査委員であります中原様、それから富合町の代表監査委員であります河北様をお願いするということでございます。以上、報告でございます。

会長

只今、事務局の方から、報告第1号から報告第4号までまとめて説明を行ったところですが、委員の皆様方から何か御質問等はございますでしょうか。

特に報告事項についてはございませんでしょうか。ようございますでしょうか。

それでは質疑等もないようでございますので以上をもちまして、報告につきましては終わらせていただきます。

続きまして、議事3「議案」に入らせていただきます。最初に議案第1号「熊本市・富合町合併協議会の会議運営について」につきまします事務局から説明をお願いいたし

ます。

事務局

33頁をお願いいたします。議案第1号でございます。熊本市・富合町合併協議会の会議運営について。熊本市・富合町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、協議会の会議の運営に関し、次のとおり定めることについて承認を求める。ということでございます。

次の頁をお願いいたします。35頁でございます。第2条基本方針でございます。協議会の会議は公開とするということでございます。それから第5条でございますが会議の進行でございますが、会議の議事は全会一致をもって進めるものとする。ただし、意見が分かれた場合において、全会一致が困難であるときは、出席委員等の4分の3以上の多数により決するものとするということでございます。議長は、表決を取ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとするということでございます。それから36頁をちょっとご覧いただきたいと。第9条会議録及び会議資料は、公開する。第10条会議を傍聴することができる者の定員は50人以上とする。ただし、会場の都合により、定員を増減することができるということでございまして50人以上と、マスコミを除いてということでございます。一般の傍聴者でございます。50人とする。失礼しました。50人とするということで、マスコミを除いてということでございます。それから、傍聴の手続きでございますが、傍聴人が会議を傍聴しようとするときは、傍聴人受付簿に所定の事項を記入し、傍聴証の交付を受けなければいけないということで37頁が受付簿、38頁が傍聴証というふうになっております。あと、傍聴の内容についていろいろ定めております。よろしく申し上げます。

会長

只今、事務局から説明がありました議案第1号につきまして委員の皆様方から何か御質問・御意見等はございますでしょうか。はい、どうぞ松永委員さん

松永委員

ひとつ確認という意味がありますんですけど、先ほどから幹事会、専門部会、作業部会というふうにありますんですけど法定協議会に入らる中で、やはりその前に熊本市議の委員会の代表の方の先生方10名と、我々富合町の議会の10名で専門部会を作るわけですが、その中で協議項目の中でやはり10項目ですね、約10項目ほどの専門部会にかけると、その他の項目に関しては事前説明をして、その中でその辺はある程度の作業部会のほうで進めていく項目だと思われまして。だからその中でやはり専門部会で、その項目がやはりその協議が困難になったときにそこで法定協議会にその項目に関しては、もっていった継続審議となるのか、専門部会で協議した形の中できちっと法定協にかけるのかと

ういことをちょっと確認したいと思います。

会長

今の、松永委員さんからのお尋ねにつきましては事務局のほうからいいですか。

事務局

10項目につきましては、専門部会において結論を出していただいてこちらに出していただくというふうになっております。

松永委員

私たちのほうで一応認識しているのは、項目に関して約40ちょっとですかね項目あると思いますが、その件に関してはですね、その中の10項目をその専門部会にかけると、ただその他については、市議会の先生方が10名だったということで特別委員会で説明をされると、ただし我々のほうでは10名が全員数なのでその中でその他の項目に関してもですね、やはり我々もその項目に関しては、目を通して協議をしたいと、その中で専門部会にあげて協議する分に関してはそれも協議をしたいということを一応認識はして、そういうふうな説明は受けておりますけど。

会長

事務局の方からいいでしょうか。

事務局

事務局といたしましてお答えいたします。10項目について、これはまだ今御承認いただいてないんですね、後のほうでの議論となりますが後のほうで議論していただいて、御承認いただいたら、10項目は専門部会、議員専門部会に付託するということとなります。それからそれ以外で、例えば富合町の議会の中でいろいろお話いただいたこと、他の全体41項目についてですね、そのことにつきましては議会を代表して来ておられる議員の方々からこの場でいろいろとご議論いただくということになるのではないかとというふうに思っております。

会長

いかがでございますか。

松永委員

はい。わかりました。

会長

他に何か御質問・御意見等ございますでしょうか。はい、どうぞ原田委員さんお願いいたします。

原田委員

あんまり、たいしたことではないんですが、36頁の第10条50名と書いてありますが、これは片一方富合の方とか熊本市が全部50名とかでもいいわけですかね。

会長

事務局のほうからお願いいたします。

事務局

すみません。今さっきのご説明のときに申し上げとくべきでした。50名というのは、この会場もそうなんですが、だいたいの会場ですら50名程度は大丈夫かなと。あと例えば私どもが想定しておりますのが市役所の14階の大ホールあたりを想定としていたしとりまして、そういう所でも50名なら大丈夫かなということで、それがまず一つと、それから50名とは全部で50名でございまして、先着順ということでございます。ですから熊本市が50名とか富合町が50名ということではございません。ということでございます。全部で50名富合町も熊本市も住民の方々先着順50名ということでございます。各々ていうか、どなたでも結構でございます。50名全部で50名。はい。

会長

先着順でございますから、場合によっては例えば熊本市が50名とか、富合町さんが50名とかいうこともありうるということでございます。ようございますでしょうか。他に何か御質問等ございませんでしょうか。

他はございませんでしょうか。

他に御質疑がないようでございますのでそれでは原案のとおり承認ということで、ようございますでしょうか。

(委員より「はい」との返答有り)

会長

はい、ありがとうございます。それでは議案の第1号につきましては原案のとおり承認いたしました。只今会議運営規程を御承認をいただきましたのでここで会議録署名人の指名をお願いしたいと存じます。会議録署名人の指名につきましては熊本市・富合町合併協議会会議運営規程第8条第2項の規定によりまして指名は議長が行うということにな

っておりますので指名をさせていただきます。本日は、熊本市からまずは税所委員に、そして富合町からは森川委員にお願いをしたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして議案第 2 号「熊本市・富合町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償について」につきまして事務局のほうからの説明をお願いいたします。

事務局

39 頁をお願いいたします。議案第 2 号でございます。熊本市・富合町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償についてということでございまして、次のとおり承認を求めるということでございます。41 頁をお願いいたします。費用弁償に関する規程でございます。第 2 条でございます。報酬の額でございます。協議会の委員等の報酬は日額 10,000 円とする。ただし、熊本市及び富合町の長、助役及び一般職の職員並びに熊本県の職員については、これを支給しないということでございます。それから費用弁償の額でございますが、委員等が協議会の職務を行うために旅行する場合は、熊本市職員の旅費支給に関する条例その他熊本市の規程により熊本市長が受ける旅費に相当する額を支給するというところでございます。以上でございます。

会長

只今事務局から説明のありました議案第 2 号につきまして何か御質問・御意見等はございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

御質疑ないようでございますので議案のとおり承認ということでようございますでしょうか。

(委員より「はい」との返答有り)

会長

はい。ありがとうございます。それでは、議案第 2 号につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、議案第 3 号「平成 18 年度熊本市・富合町合併協議会の事業計画について」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

43 頁をお願いいたします。議案第 3 号でございます。平成 18 年度熊本市・富合町合併協議会の事業計画についてということでございます。下の表をご覧いただきたいと思っております。事業計画事業項目でございますが、合併協議会、協議会の開催でございます。月 1 回程度の開催ということでございますが、状況によりましてはそれ以上の開催もありゆる

ということでございます。その中で合併の方式、合併の期日等協議項目の協議、それから合併市町村基本計画の策定を行っていただくということでございます。専門部会でございます。専門部会は、必要に応じて開催ということございまして、協議会から付託された事項について審議ということでございます。幹事会、これも必要に応じて開催ということございまして協議会提案事項の協議・調整を行う。それから作業部会でございます。これは臨時に随時開催さしていただくということ事務事業合併協議会の基本計画を専門的に調査検討するということでございます。それから協議会といたしましては広報広聴ということもでございます。協議会だよりの発行、それからホームページの開設、管理運営これも協議会でしていただくということになります。よろしく願いいたします。

会長

只今、事務局から説明のありました議案第3号につきまして御質問・御意見等ありますでしょうか。ございませんでしょうか。ご質問ないようでございますが、議案のとおり承認ということでしょうか。

(委員より「はい」との返答有り)

会長

はい。ありがとうございます。それでは、議案第3号につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。続きまして議案第4号「平成18年度熊本市・富合町合併協議会の予算について」につきましても事務局から説明をお願いいたします。

事務局

45頁をお願いいたします。議案第4号、平成18年度熊本市・富合町合併協議会の予算についてということございまして、18年度熊本市・富合町合併協議会の予算を次のとおり定めることについて、承認を求めるとのことでございます。内容につきましては、48頁をご覧いただきたいと思っております。まず歳入でございます。一番右側のほう説明というところをご覧いただきたいと思っております。熊本市・富合町合併協議会の負担金ということございまして、熊本市が680万円、富合町が380万9千円ということございまして、合計で金額といたしましては、1千60万9千円ということになります。歳出でございます。まず歳出の項目でございますが、会議費右側のほうの説明を見ていただきますと協議会の委員報酬、それから議員専門部会の委員報酬ということでございます。それから需用費といたしましては、印刷製本費、食糧費がございます。それから使用料及び賃借料ということで協議会の会場使用料を入れさせていただいております。それから二番目でございますが調査研究費といたしまして基本計画の作成業務委託ということを費用としてあげさせていただいております。それから広報広聴費でございます。協議会だよりの印刷経費、

それからホームページ作成業務等の委託費ということでございます。あと総務費ということになっております。以上でございます。

会長

只今事務局から説明がございました議案第4号につきまして何か御質問・御意見等がありますでしょうか。ありませんでしょうか。

質疑等ないようでございますので原案のとおり承認ということでよろございますでしょうか。

(委員より「はい」との返答有り)

会長

はい。ありがとうございます。それでは議案第4号につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、議案第5号「合併協議項目について」につきましてまず事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

49頁をお願いいたします。議案第5号でございます。合併協議項目について。熊本市・富合町合併協議会における合併協議項目に関し、次のとおり定めることについて承認を求める。なお、協議項目は、必要に応じ追加・修正及び削除できるものとするということでございます。51頁をお願いいたします。協議項目案でございます。まず基本的な協議項目といたしまして、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置、それから財産及び債務の取扱いということでございます。それから特例法における協議項目と法定項目でございますが議会の議員の定数及び任期の取扱い、それから農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、それから地域自治組織等の取扱い、それから地方税の取扱い、一般職員の身分の取扱い、合併市町村基本計画ということでございます。その他の項目といたしまして、12番から41番までということでございます。52頁をお願いいたします。ちょっと長くなりますが、協議項目の中身について簡単にご説明を申し上げます。まず、合併の方式でございます。合併の方式につきましては、新設、まあそのう、一行目に書いてございますが新設(対等)合併と編入(吸収)合併と二つがあるということでございます。本協議会ではまずどちらの方式を選択するのかの協議を行うということでございます。それから合併の期日でございます。これは合併の期日をいつにするかということ協議していくということでございます。それから新市の名称でございます。新設合併の場合は、両方の市町が法人格を失いますので新市の名称を定める必要がございます。編入合併の方式を選択した場合は、通常では編入する市町の名称になります。通常ではということでご

ざいます。それから4番目でございます。新市の事務所の位置でございます。新市の事務所の位置、新設の場合には新たに事務所の位置を定めなければなりません。それから編入合併の場合には通常では編入する市町の名称の事務所の位置になるということでございます。それから、財産及び債務の取扱いということでございまして合併にあたって財産や債務等を確認のうえ、どうしていくかということ協議していくということでございます。それから53頁をお願いいたします。協議会の議会の議員の定数及び任期の取扱いということでございまして、新設の場合は、両市町の議会の議員はその身分を失うと、新たに選挙を行うのが原則ということですが、合併特例法では自主的な合併を促進するために激変緩和措置として、新市の議員の定数や在任に関する特例を定めているということがございます。それから、編入の場合ですが、同じく特例を定めているということでございます。編入の場合は、新市の議員の定数や在任、編入される市町の議員はその身分を失うということが原則でございますが合併特例法では特例措置の内容が違いますがやはり激変緩和措置があるということでございます。次をお願いいたします。7番でございます。農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いということでございまして、これもやはり在任特例がございます。新設の場合、編入の場合に関して在任特例があるということでございます。それから地域自治組織等の取扱いでございます。地域自治組織等に関しましてはここに書いてございますが、一行目から二行目地域審議会、それから三行目の地域自治区、合併特例区との設置ができるとういことございまして、これらについてご議論いただくということでございます。それからちょっととばしていただきまして11番でございますが、合併市町村基本計画ということをここで策定していただきます。マスタープランということでございます。その内容といたしましては、一番下の行から二行目になりますが市町村合併の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針計画並びにこれに特に資する事業、公共的施設の統合整備に関する事項、財政計画等が想定されますということを書いております。次の頁をお願いいたします。ちょっととばさしていただきます。15番一部事務組合等の取扱いということでございます。一部事務組合や広域連合等を構成する市町が合併を行う場合には、当該組合等の脱退、加入の手続き、あるいは新市での事務の引継ぎの手続き等が必要になると、ここらへんについての協議もいただくことになるということでございます。あとひとつひとつこまかくございます。ひとつひとつございましてのちほどご覧いただきたいと思っております。それから協議項目につきましての調整方針ということでございまして57頁をお願いいたします。協議をしていただくときの方針ということでこれは目安になる方針ということでございまして、これが絶対ということではございません。その方針といたしまして挙げられているものが、新市に移行する際、住民生活に支障のないよう一体性の確保に努めるということが一つの方針として挙げられております。それから住民サービス及び住民福祉向上に努める、それから負担公平の原則に立ち、行政格差を生じさせないように努める。それから新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。それから、新市において健全な財政運営に努める。行政改革の視点から事務事業の見直し

に努める。というようなことが調整方針として、こういうことを参考にさせていただきながら調整の協議をしていただくというようなことでございます。以上でございます。

会長

只今、事務局からの説明がありました議案第5号につきまして何か御質問・御意見等ございませんでしょうか。41項目協議項目について、そして協議項目の調整方針でございましたが何か御意見・御質問等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ井川委員さんお願いいたします。

井川委員

協議項目は基本的な事項だと思うんですが、この40列挙されている項目以外のことはどうなるんですか。

会長

事務局のほうからいいでしょうか。

事務局

協議項目以外というものは、基本的には、このひとつひとつの項目の中に細項目としてはいつているというふうにお考えいただきたいと思います。これだけではございません。もう何百項目とございますので。項目自体はですね。これを大きくとりまとめたものがこの41項目ということでございます。

会長

ようございますか。他に何か御意見・御質問等ありますでしょうか。はい。じゃあ事務局から。

事務局

これだけでは、ちょっとおわかりにくいと思います。実はですね今日、お示しはいたしておりませんが作業部会ではひとつひとつの事業をですね、全部とりあげまして、その事業の内容はどうだ、違いはどうだ、あのこの参考といたしましては、その前の任意協議会のとときにやってる資料がございますがそういうふうな形でひとつひとつとりあげながら、協議をさせていただいております。それをグループにまとめたものがこのグループ41項目ということございまして中には小さな協議項目がいっぱいあるというふうにお考えいただきたいと。

会長

他に何か御意見・御質問等ありますでしょうか。はい。どうぞ、森川委員さんお願いいたします。

森川委員

はい。森川です。今、41項目がここにでていますが、ずらっと順番ならんでますけれども、どちらかというとお互い関連がある項目だとか、あるいは優先順位が高い項目とかあると思うんですけど、これの提案の順番とかどんなふうになるのか教えていただければ。

会長

はい。事務局のほうからお願いいたします。

事務局

関連性には注意させていただきますが、基本的には調整方針が整ったところから提案させていただくということになります。事務方で今、議論をしております。そういうなかで調整方針が整ったものから提案させていただくという形になります。

会長

ようございますでしょうか。他何かございますでしょうか。他ございませんでしょうか。それでは他に御質疑がないようでございますので原案のとおり承認ということでようございますでしょうか。

(委員より「はい」との返答有り)

会長

ありがとうございます。それでは、議案第5号につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。続きまして議案第6号「議員専門部会への付託事項について」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

先ほど、松永委員からお話ございましたその付託事項の件でございます。議案第6号でございます。議員専門部会への付託事項について、熊本市・富合町合併協議会専門部会設置規程第3条第1項の規定に基づき、議員専門部会に付託する事項を次のとおりとすることについての承認を求める、ということでございます。先ほど申し上げました、その合併の方式第1号から第8号まで地域自治組織等の取扱いというところまでと、それから協議第11号の合併市町村基本計画、それから協議第15号の一部事務組合等の取扱いということございまして合計10項目を議員専門部会へ付託するということについての承認

をいただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

会長

はい、只今議案第6号につきまして説明がありましたが、御質問・御意見等がありましたらお願いいたします。はい。どうぞ。

松永委員

すみません。あの先ほどじゃなくて、この場で質疑するところでもございました。先ほど申しましたのは、確認なんですけどこの10項目をですね、ようするに専門部会に諮って、これだけ諮るということじゃなくて、ようするにその他の41項目ある、あと31項目ですね。そのへんに関しては、作業部会でやられる。その中の中身に関しては、今から編入合併と対等合併という形の中で合併方式を決めるわけでもございますけど、それは、ある程度きまるということはわかりますが、その中でそういった中でようするにそのあと31項目に関してもですね、やはりその我々がこの前、富合町議会のほうで話し合ったのは、ようするにその10名が私たち全員数なので、市議会の先生方は各会派から出られる10名出られるということで、その31項目に関しては熊本市議会の先生方には特別委員会でご説明されるというふうにお聞きしております。だからその項目の中で我々もその他の31項目に関しては、やはりいろんな視点から住民の立場で見た中で、やはり協議するべきことは専門部会に持ってあげて協議をしたいというふうに認識しておるわけでもございますが、議会には、項目としてあげるのかどうか。その10項目に関してもですよ。

会長

事務局からいいですか。

事務局

私どもの理解ではですね。この59頁でもございますように、議員専門部会に付託する項目、ようするに両市町の議員さんだけでお話しいただく項目、これがこの10項目だというふうに考えております。それ以外の項目はすべて幹事会からこの協議会にかけさせていただきますということでございます。

松永委員

あのですね。そういうふうに私たちは認識していないんですよ。31項目に関しても、やはりそのそれはその作業部会のほうで、ようするに執行部のほうでですね、ある程度つめていかなければならない項目だというのは認識しております。ただその中で、やはりその我々にとってもですね、やはりその中でやはり極端に言えば納得いかない部分というのがある場合にですね、やはりその辺に関しては富合町議会のほうでも協議させていただい

て、最終的には、その議員専門部会のほうでもかけさせていただいてそして、そしてその法定協にもっていくという順番というふうに一応その我々は認識しておるつもりですが。

会長

どうぞ、事務局からお願いいたします。

事務局

もし、この協議会の許しが得られましたら、まああのう報告、これを10項目については先に議員部会で議論いただきたいと思うんですが、その他の項目については、議員部会にも報告させていただくということで、それでまあ議員部会のほうでどうしてもここは調整方針ではということについては、こちらのほうにフィードバックさせていただいて、そこについては、また議員部会でご議論させていただくことを認めていただければ、そういうような方式を考えてみたいというふうには事務方としては思っております。

会長

今の事務局からの提案ということでよろしいですか。そのような取扱いにさせていただきたいというふうに思います。

他何か、ございますでしょうか。はい、森川委員さんお願いいたします。

森川委員

えー、すみません。今、ここに書いてある59頁の10項目が議会のほうに専門委員会の付託ということでおうかがいいたしましたけれど、ここにある項目はかなり基本的なことも含まれているものですけど、これ議会専門委員会だけで決めるという形になるんですか。それともこの委員の意見がどういう形で反映されるかだけちょっと確認をします。

会長

どうぞ、事務局。

事務局

あの一、すみません。これもまたちゃんと御説明ができていませんでした。もう一回、この名簿の方をこれを見ていただきたい名簿がある3、4枚ちょっとあると思いますが、これを見ていただきたいと思っておりますけれども、一番最後の頁をちょっとご覧いただきたいんですけど、1番2番3番とあげていく順番が書いてございます。1番2番そして、1番が作業部会、そして協議会事務局、そして幹事会と、というところまででだいたいの事務方の話を進めていくということでございます。そして3番で第何回協議会に幹事会から提案すると、その協議会から例えば議員専門部会に付託するものにつきましては、付託をさ

せていただいて、議論をしていただきまた協議会に戻します。したがって、最終的な結論は当然、協議会を出していただくということになります。たぶん、御質問の趣旨はそういうことだと思います。その前にですね、議員専門部会で話しをするということでございます。

会長

ようございますでしょうか。はい。他に何か御意見・御質問等ありますでしょうか。他、ございませんでしょうか。他に、御質疑等がないようでございますなら、議案の第6号につきましても、原案のとおり承認ということでようございますでしょうか。

(委員より「はい」との返答有り)

はい、それでは議案第6号につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。それでは、最後になりますけれども、議事4「その他」とありますが、委員の皆様方から何かありますでしょうか。お知らせや報告あるいは、全体を通しましての御意見・御質問など何でも結構でございますが、何かございますでしょうか。委員の皆様方から。

特にございませんでしょうか。

それでは事務局の方から何か報告事項等がありますでしょうか。

事務局

今さっき、最初にご説明いたしました市町村合併の手引きというのがございます。これは、市町村合併とは何かとか、新設合併とは何かとか、編入合併とは何かとかいろいろな基礎的な話をいろいろな資料からとりまとめさせていただいたものでございます。一番後ろの方に、参考といたしまして、現在この協議会が成り立っております合併の法律ですね合併特例法について載せさせていただいております。そういうことございますので、これをご覧いただきながら、今後のその協議の参考にさせていただきましたらと思います。それと同時にですね中身的には、まだこれかなりの抜粋でございますので、もうちょっと詳しい資料が欲しいとか全国の資料が欲しいとかいろいろご注文があると思います、そういうときには、事務局のほうにぜひ寄っていただきますと、資料は用意させていただきますのでよろしく願いいたします。

会長

あと、何かありますか。事務局のほうから。

事務局

すみません。こちらのほうからちょっと今意見が出まして、先ほどのもう一回名簿のと

ころちょっと、見ていただきたいと思います。先ほど、議員部会、専門部会のご説明を申し上げたところでございますが、全体の流れでございます。先ほど、だいたい御理解いただいたと思うんですが、まず作業部会1番、作業部会からここでだいたい調整方針をそれぞれの担当者がですね、議論をしながら決めていきます。それから協議会事務局で全体的な取りまとめをします。そして幹事会、今こちらにあの4人座っております。こちらの4人それからその両市町の副市長、助役、それから市長、町長ということで幹事会が構成されるということで、ここでだいたい事務方の事務方というか執行部としての調整方針を出させていただくということでございます。そして協議会にかけさせていただくと。で、協議会では、専門部会、議員専門部会だけではございませんで、例えば、他にもこういうふうな、ちょっと専門部会を作ってやったほうが良いというようなお話がございましたら、そこへまず下ろしていただきます。そしてその専門部会で議論していただいて、専門部会の内容をまた協議会に戻していただく。協議会でまたご議論いただいて、どうするかと、もうちょっと議論が足りんということであればもう一回戻していただくというふうなやりとりをさせていただく。そして一応提案されたことにつきましては、その場所での、この協議会でのその場所では、結論がたぶん出していただけないと思いますので、お持ち帰りいただいて、それぞれ地元にお帰りになって組織その他でお話をいただく。そして次の協議会で今度は最終的結論を出す。次の協議会で結論が出なければ、その次の協議会というふうになっていく。ということで考えております。それを繰り返していく。ということでございます。以上でございます。

会長

再度ですね、合併協議の進め方につきまして追加で説明があったところでございますけれど、只今のを含めまして何か委員の皆様方からございますでしょうか。ございませんでしょうか。事務局からも、もうほかにはありませんですね。報告事項等は、ないですね。

(「なし」との声有り)

はい。それでは、ないようでございますので、これをもちまして、議事につきましては、終了させていただきたいと存じます。委員の皆様方には、長時間にわたりまして議事進行にご協力いただきましてまことにありがとうございます。これにて終了させていただきます。

司会

最後に閉会の言葉を本協議会の副会長であります村崎富合町長が申し上げます。

副会長挨拶

閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。本日は熊本県から、古田出納長、松見市町村総室長、井川振興局長、大変ありがとうございました。また、今後も引き続き熊本県の御協力をいただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げたいと思っております。

また、各委員の皆様方には、慎重な審議をまことにありがとうございました。各委員の皆様方におかれましては今後とも合併協議会の中で慎重な中にも納得いく協議会ができますことをお願い申し上げたいと思っております。第一回目の熊本市・富合町の合併協議会を閉会いたします。大変ご協力ありがとうございました。

午前 11 時 12 分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 19 年 3 月 1 日

署名委員



署名委員

